

- 当薬局は厚生労働省が定める基準を満たし、以下の施設基準を算定しております。調剤基本料1・かかりつけ薬剤師指導料・在宅薬学総合体制加算2・特定薬剤管理指導加算・医療DX推進体制整備加算
- どこの医療機関の処方せんでも、受け付けています。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に積極的に対応しており、後発医薬品調剤体制加算1を算定しています。
- 無菌性剤処理を行うのに必要な体制を整備しております。
- 有効かつ安全にお薬を使用させていただくために、かかりつけ薬局として、患者さんごとに薬剤服用歴記録簿の管理を行っています。
お薬によるアレルギーや副作用、重なり、飲み合わせについてのチェックをしていますので、他の医療機関の受診状況や使用しているお薬の情報について確認させていただきます。必要に応じて、処方した医師等に問い合わせやお薬の使用状況等について、患者さんの承諾を得て、情報提供を行うことがあります。
- 使用されるお薬の名称、効能、使用方法、およびご使用にあたって注意をしなければいけない事項について説明や情報提供を行います。
- ご自分のお薬の記録をするための専用の手帳（お薬手帳）を作成することをおすすめしています。
- 医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進する観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。
- 現在 約 1300 品目の医薬品を備蓄し、ひと月に約 70 の保険医療機関の処方せんを応需しています。
取り扱っている公費負担医療等： 神奈川県医療費助成・公害医療生活保護・感染症予防（結核等）・障害者自立支援(精神・更生・育成) 特定疾患(難病医療、小児慢性)・労災指定薬局
- 医師の指示により、在宅で療養されている方のお宅を訪問してお薬の説明や情報提供を行います。
(在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定が認められています。)
- ご自宅にある使用方法がわからなくなってお薬や、不要なお薬の整理を行います。(有償の場合があります)
- 開局時間以外の時間において、調剤を行うための体制が整備されています。夜間休日の緊急調剤をご希望の方は 046-229-1086 までお電話下さい。薬剤師の携帯電話につながります。
- 当薬局は調剤従事者の資質向上を図るため、勉強会等の研修を行っています。
- 当薬局は患者様の健康相談を積極的に行っています。